

発議案第1号

令和2年3月24日提出

浜松市議会会議規則の一部改正について

浜松市議会会議規則の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び浜松市議会会議規則第12条の規定に基づき、次のとおり提出する。

発議者 浜松市議會議員 小黒啓子

同 太田利実保

同 鈴木唯記子

同 加茂俊武

同 倉田清一

同 須藤京子

同 戸田誠

同 高林修

同 黒田豊

同 波多野直

提案理由

会議録について、議員及び関係者に対しては、配布又は電磁的方法による提供とするほか、字句の整理を行うため、規則の一部を改正するものである。

浜松市議会会議規則の一部を改正する規則

浜松市議会会議規則（昭和 50 年浜松市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(発言の要求) 第 48 条 (略) 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、 <u>先起立者</u> と認め る者から指名する。	(発言の要求) 第 48 条 (略) 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、 <u>先挙手者</u> と認め る者から指名する。
(会議録の配布) 第 76 条 会議録は、議員及び関係 者に <u>配布する</u> 。	(会議録の配布又は提供) 第 76 条 会議録は、議員及び関係 者に <u>配布し、又は電磁的方法によ</u> <u>り提供する</u> 。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

発議案第2号
令和2年3月24日

困難を抱える女性への支援制度の確立を求める意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 小黒啓子

同 太田利実保

同 鈴木唯記子

同 加茂俊武

同 倉田清一

同 須藤京子

同 戸田誠

同 高林修

同 黒田豊

同 波多野亘

提案理由

昨今の社会状況の変化により、困難を抱える女性が必要とする支援は多岐にわたっており、昭和31年に制定された売春防止法に基づく従来の枠組みでの対応には限界が来ていることから、実情に応じた支援体制の確立を求めるため、本意見書を提出する。

困難を抱える女性への支援制度の確立を求める意見書

昭和31年に制定された売春防止法に基づく婦人保護事業は、要保護女子の保護更生を図るための事業として始められたが、昨今の社会経済状況の変化を考慮すれば、必要とされる女性への支援は多様化し多岐にわたる。

女性は男性に比べ、性差に起因して社会的にもさまざまな困難に直面する場面が多く見られ、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。さらにはそういった困難を抱えた女性の多くは経済的にも困窮している。

例えば、児童虐待につながることが指摘されているDV被害者、また性暴力・性被害に遭った若年女性に対しては、相談から保護・自立支援までの専門的かつ包括的な支援が求められる。こうした支援の要請に対し、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応には限界が来ており、実情に応じた支援体制の確立は喫緊の課題と言える。

平成30年7月に発足した困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会では、従前の婦人保護事業の現状と課題について精力的な議論が交わされ、令和元年10月の中間まとめでは、新たな法制度の必要性について言及している。

よって、国においては、困難を抱える女性への支援制度を早急に確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

浜松市議会議長 柳川樹一郎

衆議院議長 様 参議院議長 様
内閣総理大臣 様 厚生労働大臣 様
女性活躍担当大臣 様

発議案第3号
令和2年3月24日

外国語教科化に伴う指導体制の充実のための財政措置に関する意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 小黒啓子

同 太田利実保

同 鈴木唯記子

同 加茂俊武

同 倉田清一

同 須藤京子

同 戸田誠

同 高林修

同 黒田豊

同 波多野亘

提案理由

新たな小学校学習指導要領の実施による外国語の教科化に伴い、地方自治体がALT（外国人指導助手）の配置や増員を安定的に行えるよう、JETプログラム以外でのALT確保に対する財政措置を求めるため、本意見書を提出する。

外国語教科化に伴う指導体制の充実のための財政措置に関する意見書

令和2年度からの新たな小学校学習指導要領の全面実施により、外国語の教科化や活動時間数の増加が行われ、外国語教育の指導体制の充実が求められている中、外国語の授業を補助するALT（外国語指導助手）は、外国語教育や児童生徒のコミュニケーション能力を育成する活動の充実に重要な役割を担っている。

ALTの活用に当たっては、国のJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用すれば地方交付税による財政措置があるが、JETプログラム以外での直接雇用や、業務委託、労働者派遣契約によるALTの配置に対しては、国の財政措置がない。

JETプログラムを含む直接雇用では、市や学校がALTの日常生活サポートから、授業を行うための研修まで幅広く担う必要があるなどの課題を抱えているため、本市を含む多くの自治体では、業務委託や労働者派遣契約による確保を併用している。

よって、国においては、地方自治体が新たな小学校学習指導要領の実施による外国語の教科化や活動時間数の増加に対応するとともに、外国語教育において多くのコミュニケーションの機会を提供し、対話的で深い学びを推進するため、ALTの配置や増員を安定的に行えるよう、JETプログラム以外でのALT確保に対する財政措置の創設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

浜松市議会議長 柳川樹一郎

衆議院議長様 参議院議長様
内閣総理大臣様 総務大臣様
財務大臣様 文部科学大臣様

発議案第4号
令和2年3月24日

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 小黒啓子

同 太田利実保

同 鈴木唯記子

同 加茂俊武

同 倉田清一

同 須藤京子

同 戸田誠

同 高林修

同 黒田豊

同 波多野亘

提案理由

平成31年3月に公表された国の調査結果では、40歳から64歳までのひきこもりが全国で約61万人に上ると推計されており、ひきこもり期間の長期化や本人の高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくないことがから、就職氷河期世代を含めた中高年のひきこもりに対し、これまで以上に実効性ある支援と対策を求めるため、本意見書を提出する。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

国が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が、平成31年3月に公表されたが、40歳から64歳までのひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や本人の高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

国としては、これまで都道府県・政令市へのひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国においては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 同行相談や信頼関係の構築といった対本人型の訪問支援員を設置し、自立相談支援の機能強化に向けた新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 就労に限らない多様な中高年の社会参加の場を確保し、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
- 3 8050問題など世帯の複合的なニーズに対して、断らない相談支援や伴走型支援など、包括的に支援することができる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

浜松市議会議長 柳川樹一郎

衆議院議長 様 参議院議長 様
内閣総理大臣 様 総務大臣 様
厚生労働大臣 様

発議案第5号
令和2年3月24日

ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議會議員 太田 利実保
同 鈴木 唯記子
同 加茂 俊武
同 倉田 清一
同 須藤 京子
同 戸田 誠
同 高林 修
同 黒田 豊
同 波多野 亘

提案理由

ヘイトスピーチ解消法は理念法であり罰則規定は設けられていないが、今後本邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動が激化するおそれがあることから、ヘイトスピーチ解消法を改正し、本邦外出身者以外の者に対するヘイトスピーチも違反対象とすることを求めるため、本意見書を提出する。

ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行された平成28年6月から3年半が経過した。ヘイトスピーチ解消法は議員立法であり、立法担当議員が平成28年5月20日の法務委員会で理念法であると答弁している。その際、本邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動が許されるという趣旨ではないとも答弁しており、衆議院及び参議院はその旨の附帯決議を付している。

そして、川崎市において全国で初めて、ヘイトスピーチに対する刑事罰を盛り込んだ条例が令和元年12月12日に可決成立、令和2年7月1日から施行されることになった。

しかしながら、刑事罰の対象は、あくまで本邦外出身者に対するヘイトスピーチであって、日本人、日本居住の同和地区出身者や民族的マイノリティーまたは海外からの渡航者へのヘイトスピーチは対象外となっている。その理由を川崎市はヘイトスピーチ解消法の定める範囲内でのと説明している。また、附帯決議に法的拘束力がないことも今回の川崎市の条例に影響している。

今、我が国は韓国と慰安婦問題、徴用工問題などを発端に緊張関係にあり、また新型コロナウイルス感染対応などに対する中国への不信感もあり、両国からの渡航者へのヘイトスピーチが過激化するおそれもある。

理念法である以上、ヘイトスピーチ解消法に罰則が規定されないことはいたしまじかなく、条例に罰則を規定することでの抑止効果を期待するが、やはり、共生社会を目指す我が国では多様性への理解がより進むことが前提にある。

よって、国においては、本邦外出身者以外の者、すなわち国内居住の日本国民及び海外からの渡航者に対するヘイトスピーチも違反対象とするヘイトスピーチ解消法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

浜松市議会議長 柳川樹一郎

衆議院議長 様 参議院議長 様
内閣総理大臣 様 法務大臣 様
外務大臣 様

議事日程（第6号）

令和2年3月24日（火）午後1時開議

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 第 24 号議案 | 令和2年度浜松市一般会計予算 |
| 第 3 | 第 25 号議案 | 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 4 | 第 26 号議案 | 令和2年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 |
| 第 5 | 第 27 号議案 | 令和2年度浜松市介護保険事業特別会計予算 |
| 第 6 | 第 28 号議案 | 令和2年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第 7 | 第 29 号議案 | 令和2年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算 |
| 第 8 | 第 30 号議案 | 令和2年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 9 | 第 31 号議案 | 令和2年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算 |
| 第10 | 第 32 号議案 | 令和2年度浜松市公共用地取得事業特別会計予算 |
| 第11 | 第 33 号議案 | 令和2年度浜松市育英事業特別会計予算 |
| 第12 | 第 34 号議案 | 令和2年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算 |
| 第13 | 第 35 号議案 | 令和2年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算 |
| 第14 | 第 36 号議案 | 令和2年度浜松市駐車場事業特別会計予算 |
| 第15 | 第 37 号議案 | 令和2年度浜松市公債管理特別会計予算 |
| 第16 | 第 38 号議案 | 令和2年度浜松市病院事業会計予算 |
| 第17 | 第 39 号議案 | 令和2年度浜松市水道事業会計予算 |
| 第18 | 第 40 号議案 | 令和2年度浜松市下水道事業会計予算 |
| 第19 | 第 41 号議案 | 浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について |
| 第20 | 第 42 号議案 | 浜松市運動広場条例の一部改正について |
| 第21 | 第 43 号議案 | 浜松市職員定数条例の一部改正について |
| 第22 | 第 44 号議案 | 浜松市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について |
| 第23 | 第 45 号議案 | 浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について |
| 第24 | 第 46 号議案 | 浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 第25 | 第 47 号議案 | 浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について |
| 第26 | 第 48 号議案 | 浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部改正について |
| 第27 | 第 49 号議案 | 浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について |
| 第28 | 第 50 号議案 | 浜松市介護保険条例等の一部改正について |
| 第29 | 第 51 号議案 | 浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |

第30	第 52 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
第31	第 53 号議案	浜松市天竜休日救急診療所条例の一部改正について
第32	第 54 号議案	浜松市特定動物の管理に関する条例の一部改正について
第33	第 55 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について
第34	第 56 号議案	浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
第35	第 57 号議案	浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について
第36	第 58 号議案	浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について
第37	第 59 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第38	第 60 号議案	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について
第39	第 61 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について
第40	第 62 号議案	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について
第41	第 63 号議案	包括外部監査契約締結について
第42	第 66 号議案	令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）
第43	第 67 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について
第44	第 68 号議案	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について
第45	選 第 1 号	浜松市監査委員選任について
第46	選 第 2 号	浜松市土地利用審査会委員選任について
第47	発議案第 1 号	浜松市議会会議規則の一部改正について
第48	発議案第 2 号	困難を抱える女性への支援制度の確立を求める意見書について
第49	発議案第 3 号	外国語教科化に伴う指導体制の充実のための財政措置に関する意見書について
第50	発議案第 4 号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について
第51	発議案第 5 号	ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書について

議事の順序(第6日)

令和2年3月24日(火)午後1時開議

- 1 開議の宣告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 議題の宣告……
自 日程第 2 第 24 号議案
至 日程第 44 第 68 号議案 } 令和2年度関係議案43件
 - (1) 総務委員長
 - (2) 厚生保健委員長
 - (3) 環境経済委員長
 - (4) 建設消防委員長
 - (5) 市民文教委員長
(1) 委員長報告……
(2) 委員長報告に対する質疑
(3) 討論
(4) 採決……別紙
- 4 選第1号上程……日程第45(監査委員選任)
(1) 説明
(2) 質疑
(3) 委員会付託省略
(討論)
(4) 採決
- 5 選第2号上程……日程第46(土地利用審査会委員選任)
(1) 説明
(2) 質疑
(3) 委員会付託省略
(討論)
(4) 採決
- 6 発議案第1号……日程第47(会議規則の一部改正)
(1) 議事手続省略
(2) 採決……簡易採決
- 7 発議案第2号から第5号まで上程
自 日程第48(困難を抱える女性への支援制度の確立を求める意見書)
至 日程第51(ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書)
(1) 議事手續省略
(2) 採決……別紙
- 8 閉会の宣告

採決の順序

1 日程第2 第24号議案から日程第44 第68号議案に至る43件の採決について

令和2年3月24日(火)午後1時開議

(1)	日程第 2	第 24 号議案	1件……起立採決
(2)	日程第 3	第 25 号議案	1件……起立採決
(3)	日程第 4	第 26 号議案	1件……簡易採決
(4)	日程第 5	第 27 号議案	1件……起立採決
(5)	日程第 6	第 28 号議案	1件……起立採決
(6)	自 日程第 7 至 日程第 12	第 29 号議案 第 34 号議案	6件……簡易採決
(7)	日程第 13	第 35 号議案	1件……起立採決
(8)	自 日程第 14 至 日程第 17	第 36 号議案 第 39 号議案	4件……簡易採決
(9)	日程第 18	第 40 号議案	1件……起立採決
(10)	自 日程第 19 至 日程第 20	第 41 号議案 第 42 号議案	2件……簡易採決
(11)	日程第 21	第 43 号議案	1件……起立採決
(12)	自 日程第 22 至 日程第 25	第 44 号議案 第 47 号議案	4件……簡易採決
(13)	日程第 26	第 48 号議案	1件……起立採決
(14)	自 日程第 27 至 日程第 38	第 49 号議案 第 60 号議案	12件……簡易採決
(15)	日程第 39	第 61 号議案	1件……起立採決
(16)	自 日程第 40 至 日程第 43	第 62 号議案 第 67 号議案	4件……簡易採決
(17)	日程第 44	第 68 号議案	1件……起立採決

2 日程第48 発議案第2号から日程第51 発議案第5号に至る4件の採決について

- (1)

日程第48	発議案第2号
日程第49	発議案第3号 3件……簡易採決
日程第50	発議案第4号
- (2) 日程第51 発議案第5号 1件……起立採決

日程表(案)

会期　自 5月20日(水) の29日間
至 6月17日(水)

令和2年5月定例会

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
5月7日	木					※運営委員候補者届提出期限…午後5時
8日	金					※意見書・請願提出期限…午後5時
9日	(土)					
10日	(日)					
11日	月	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 都市民文教委員会	午前10時	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	各種報告事項等	
12日	火					
13日	水	議会運営委員会(現)	午前10時	第1委員会室	1 運営委員候補者の届出について 2 第2回定例会の運営について 3 その他 ◎4月1日付人事異動者の紹介	○招集告示 ○議案配付
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		人事問題調整会議	全協終了後	第1委員会室	人事問題について<非公開>	(当局出席不要)
14日	木					
15日	金	議会運営委員会(現)	午前10時	第1委員会室	人事問題調整会議の協議結果について	
		人事問題調整会議	午前11時	第1委員会室	人事問題について<非公開>	(当局出席不要)
16日	(土)					
17日	(日)					
18日	月					
19日	火					
20日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 人事問題調整会議の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	1 諸般の報告 2 会期の決定 3 議案上程・説明・休憩(議案説明会) ・質疑・委員会付託 4 議会運営委員及び正副委員長選任 5 その他	
21日	木					
22日	金					
23日	(土)					
24日	(日)					
25日	月					
26日	火					
27日	水					※質問通告期限…正午
28日	木					
29日	金					
30日	(土)					
31日	(日)					
6月1日	月					
2日	火					
3日	水					
4日	木	議会運営委員会(新)	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目及び3日目の運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
5日	金	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	代表質問	

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 約
6日	(土)					
7日	(日)					
8日	月	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
9日	火	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
10日	水					※討論通告期限…正午
11日	木					
12日	金					
13日	(土)					
14日	(日)					
15日	月					
16日	火	議会運営委員会(新)	午 前 10 時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
17日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 その他	